

修 士 論 文

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを提供する 施術所の営業実態に関する調査

—平成 28 年度衛生行政報告例隔報の施術所数との比較—

平成 2 9 年度

筑波技術大学大学院 修士課程 技術科学研究科
保健科学専攻

石上善彦

筑波技術大学

修士（鍼灸学）学位論文

目次

第Ⅰ章 緒言	1-2
第Ⅱ章 調査方法	
1. 名簿作成と施術所情報の収集方法	3
(1) 調査対象業者の名簿収集	
2. 標本設計	3-5
(1) 調査の対象と客体	
(2) 標本抽出台帳の作成	
(3) 都道府県の標本数の算出	
(4) 標本の抽出	
(5) 住所変更未届施術所数の抽出方法	
(6) 調査表	
(7) 未着票の扱いについて	
(8) 回収率の算出方法	
(9) 調査票の配布と回収	
3. 営業あはき業者総数の推計方法	5-8
(1) 営業施術所数の推計方法	
1) 届出住所地非現存施術所数と休業廃業施術所数の推計法	
2) 住所変更未届施術所数の推計法	
(2) 営業出張専門業者数の推計方法	
4. 倫理面への配慮	7
第Ⅲ章 結果	
1. 回収率	8
(1) 全体	
(2) 企業形態別	
(3) 都道府県別	
2. 未着率	8-9
(1) 全体	
(2) 企業形態別	
(3) 都道府県別	
3. 営業率と休業廃業率	9

4. 営業施術所数の推計	9-10
(1) 届出住所地営業施術所数	
(2) 住所変更未届施術所数	
(3) 推定営業施術所数	
5. 営業出張専門業者数の推計	10
6. 営業あはき業者の総数	10

第IV章 考察

1. 本調査の意義	11
2. 標本の質と結果の信頼性	11-12
3. 回収率と未着率について	12
(1) 回収率	
(2) 未着率	
4. 営業施術所数について	12-14
(1) 平成 28 年衛生行政報告例隔年報との比較	
(2) 営業あはき事業者数について	
(3) 全体の考察	
5. 本調査の課題と限界	14-15

第V章 結論	15
謝辞	15
参考・引用文献	16-17
表・資料	18-33

第1章 緒言

－ 研究の背景と意義について －

あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅう（以下、あはきと略す）の業に従事する業者の経営は年々厳しさを増している¹⁻³⁾。その背景は景気の低迷を含めて多様であるが、業者を取り巻く経営環境が急速に変化ないし悪化したことが最大の要因と考えられる。その変化をもたらした主たる要因として次の2点が挙げられる。

第一は、無免許であん摩・マッサージ・指圧（以下、あま指と略す）の業を行う業者や整体・カイロプラクティック（以下、カイロと略す）等の医業類似行為（手技療術）を行う業者が急増したことである。

NTTタウンページ（株）の「iタウンページ」（2018年1月版）から、「あま指施術所」「鍼灸施術所」「あはき施術所」「接骨院」の法定4業種と、「カイロ」「整体」「リフレクソロジー」「アロマセラピー」の医業類似行為4業種を抽出し、施術所・店舗総数に占める各件数の割合を調べたところ、整体院の占有率は15%で、接骨院の28%、鍼灸院の19%に次いで高かった。また、手技療術4業種（カイロ、整体、リフレ、アロマ）を合わせた店舗数で見ると占有率は30%に達し、あま指を提供する施術所（あんま施術所とあはき施術所）の23%を7%も上回っていた（表1）。

「iタウンページ」は費用負担を伴う広告媒体であることから業界の実勢を占う指標の一つとして捉えることができると考える。したがって、上の数字は無免許業者の業勢を一定の精度で現しているといえるだろう。

矢野経済研究所のヒアリング調査（2017年3月～5月）の報告書⁴⁾によると、国家免許非所持者が従事するボディーケア、クイックマッサージ、リフレクソロジーなどリラクゼーション系店舗の2016年の市場規模は事業者売上高ベースで前年比101.2%の1,093億円、2017年の市場を前年比101.0%の1,104億円と予測している。リラクゼーション市場だけでもあはき業の市場規模の3分の1²⁾程と見込まれる。2014年に「リラクゼーション業」が日本産業分類（総務相告示）に新設されたが、こうした市場の拡大を反映したものと思われる。

第2は、柔道整復（以下、柔整と略す）を行う接骨院の増加である。国の統計から接骨院数の推移を1998年から2016年までの18年間で見ると、23,114件から48,024件（2.08倍）に急増している。これとは対照的に、視障業者が集中する「三療施術所」は31,434件から37,780件（1.2倍）で微増、「あん摩施術所」は20,424件から19,618件（0.96倍）に減少している⁵⁻⁸⁾。

接骨院の増加は柔整師養成学校の自由化（1998年福岡地裁判決）を契機として2000

年以降に顕著になったが、その市場規模を直近（2014年）の柔整業に係る療養費の総額でみると、3,825億円であった。漸減傾向にはあるものの、あはきの規模を凌ぐ高い水準を維持していた⁹⁾。

ところで、柔整で療養費の支給対象となる負傷は急性の骨折、脱臼、打撲、捻挫に限られるため、接骨院からのレセプトの大部分（99%以上）は打撲と捻挫で占められる。しかし、腰椎捻挫、頸椎捻挫、肩関節打撲、膝関節打撲等の傷病名で請求される後療料の大部分が腰痛、肩こり、五十肩、膝関節症など「柔道整復では算定することができない傷病に対するマッサージ療法の施術料」¹⁰⁾とされ、接骨院が事実上、あん摩・マッサージを提供する施術所と化しているとの指摘がなされている。

上記、二つの要因に加えて、鍼灸師養成学校の自由化（同地裁判決）に伴う鍼灸院の急増も経営環境の悪化に拍車をかけている側面は否めない。

こうした無免許ないし医業類似行為業者による過当競争の激化を主たる要因に、あはき業者、とりわけ、競争力の乏しい視覚障害業者の経営状況は深刻の度を増している。2015年における視覚障害業者の年収の中央値は128万円¹¹⁾で2013年比52万円の減収だったが、経営悪化の一端を表しているものと思われる。

これらのデータから、あはき国家免許を有する正統な業者、とりわけあん摩・マッサージ・指圧業に従事する業者の市場規模の縮小化が進んでいる可能性が推察される。この現状を明らかにすることは、無免許業者の取締行政や市場の適正化に向けた政策論議に不可欠な最新の資料の整備に資するものであり、社会的な意義は大きい。

しかし、市場規模を推計する際の算定の基礎となる施術所数については、衛生行政報告例の隔年報（以下、隔報と略す）で公表されているものの、届け出た住所地に存在しない業者（営業実態が確認できない業者）が施術所総数の25～27%含まれていることが藤井らの報告²⁾で指摘されており、施術所の実態を示す統計データとしての隔報の信頼性に疑問が投げかけられている。

ただ、上記の藤井らの研究では、営業実態のない施術所数を推計する際の根拠となる休業率・廃業率の算出方法において、企業形態別（個人施術所・法人施術所・出張専門業者別）の営業数の推計がなされておらず、出張専門業者の営業実態も不明であった。

そこで、本研究では、上記先行研究の不足を補うべく営業施術所数の推計方法に改良を加えた上で、営業が確認できなかった業者への架電追跡調査を行い研究成果の精度の向上を図った。

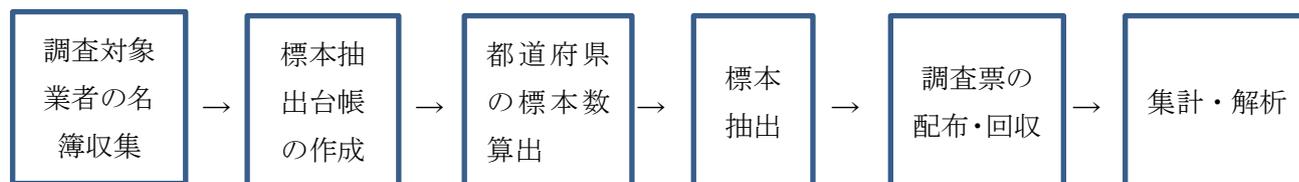
本研究の成果は、あはき市場の適正化に関する議論の資料に資することはもとより、国の直近の統計値との比較・考察を通して、わが国の施術所統計の方法論にも一石を投ずる意義が期待される。

なお、本調査研究は、藤井らが平成28年度厚生労働行政推進調査事業補助金により行った「あん摩マッサージ指圧の受療状況と当該施術所の実態に関する調査研究」の分担研究の一環として実施したものである。

第Ⅱ章 調査方法

本調査は、調査対象名簿の収集とアンケート調査（資料1）により構成される。調査実施の流れを下図1に示す。なお、本調査で掲載している数値は、四捨五入しているため、合計が「総数」に合わない場合がある。

図1 調査実施の流れ



1. 名簿作成と施術所情報の収集方法

(1) 調査対象業者の名簿収集

厚生労働省医政局医事課に依頼し、全国保健所が所管しているあはき施術所名簿のエクセルデータ・PDFデータを都道府県ごとに収集した。マイクロソフトエクセル2010 for windows（日本マイクロソフト社製）で都道府県ごとの名簿シートを作成し情報を管理した。この「施術所名簿」は①名称、②所在地、③電話番号、④届出業種の4情報を収載した。

2. 標本設計

(1) 調査の対象と客体

全国で、あはき業を営む施術所85,260（平成26隔報）と同業を出張専門で営む業者（以下、出張専門業者と略す）を調査の対象（母集団）とし、その中から層化二段無作為法により抽出した施術所17,000（全国比19.9%）と出張専門業者3,000の合計20,000標本を調査の客体とした（表3）。出張専門業者については統計がとられていないため、その全国比は不明である。

なお、わが国のあはき業に係る施術所の統計は、衛生行政報告例で個人経営の施術所と法人経営の施術所が合算されて隔年に示されている。そこで本研究では、先行研究¹⁾で推計されている個人と法人の各施術所数の構成割合（88.9%対11.1%）を参考に、17,000件の施術所標本のうち、個人施術所に15,000件、法人施術所に2,000件を割り当てた。

(2) 標本抽出台帳の作成

標本抽出台帳は、厚生労働省医制局医事課から提供を受けた 102,831 件（施術所 76,505 件 出張業者 26,330 件）の業者のデータ（Word・Excel・PDF）を都道府県別に作成した。

前述Ⅱ-1の（1）で述べた「施術所名簿」には個人と法人が混在しているため、「〇〇会社」など法人と思われる名義が付された施術所を「法人施術所」とし、それ以外を「個人施術所」として仕分けした。

次に、都道府県ごとに「個人施術所」、「法人施術所」、「出張専門業者」の企業形態別シートを作成し、それぞれの標本抽出台帳とした。

なお、企業形態別シートには3桁のIDを付け（資料2）、上位2桁は都道府県を表す郵便番号とし末尾1桁は個人施術所を「1」、法人施術所を「2」、出張専門業者を「3」とした。

（3）都道府県の標本数の算出

①施術所

都道府県に割り当てる施術所数(n)は、平成26年隔報の第2章・第2表（以下、H26隔報2表と略す）に記載されている都道府県別施術所数の施術所総数 85,260 件に対する比率(r_1)で、個人施術所 (n_1) は 15,000 件、法人施術所 (n_2) は 2,000 件をそれぞれ案分して算出した ($n_1=15,000 \times r_1$ 、 $n_2=2,000 \times r_1$)。（表4）

②出張専門業者

各都道府県に割り当てる出張専門業者の標本数 (n_3) は、集計された全ての出張専門業者の合計数に対する都道府県ごとの出張専門業者数の比率 (r_2) で 3,000 件を案分して算出した ($n_3=3,000 \times r_2$)。（表4）

（4）標本の抽出

コンピュータ上でランダムに発生させた数字を起番号とする等間隔法^{13・14}により、前項（3）で算出した企業形態別の標本数 (n_1 , n_2 , n_3) を抽出した。抽出間隔は、企業形態別シートに収載されたデータ件数を各標本数で除して算出し、この工程で作成した都道府県ごとの企業形態別データベースを宛名シール印字用の台帳とした。

なお、先行研究¹⁾の結果から、「宛先人不明」などの理由で未着信のまま返送された調査票（以下、未着票と略す）が、2割程度含まれることが予測されることから、未着票を詳細に把握するため、宛名シールに3桁のID（資料2）を印字することで都道府県別・企業形態別の分析ができるようにした。

（5）住所変更未届施術所数の抽出方法

未着票 4,207 件の 10%（420 件）の封書を層化無作為法で抽出した。抽出方法は、コンピュータ上でランダムに発生させた数字を記番号とし、乱数抽出には乱数生成ソフト

(RadGen, ver2.4 for iOS)を使用した。抽出数は、表5¹²⁾を参考に信頼度95%¹³⁻¹⁵⁾に設定した。

(6) 調査票

調査票については個人情報に関わる項目が含まれていることから、回答形式を自記式・無記名式・選択式とした。全体の設問数は計11問(資料1)で構成されるが、本調査では、主に①営業 ②休業 ③廃業の結果を検討した。

(7) 未着票の扱いについて

返送された未着票は、宛名シールに付されたID情報により都道府県別と企業形態別に仕分けした。その後、電話による追跡標本調査を行う際の抽出未着標本抽出台帳とした。未着率は、[未着票÷送付数]の式で算出した。

(8) 回収率の算出方法

アンケート調査の回収率は、一般的に[回収票数÷送付票数]で求めるが、今回の調査で有効回収率を算出する分母は、発送した全封書数20,000件から未着票を差し引いた封書数(以下、着信封書数と略す)とした。よって本調査における有効回収率は、(回収票÷着信票数)となる(表4)。

(9) 調査票の配布と回収

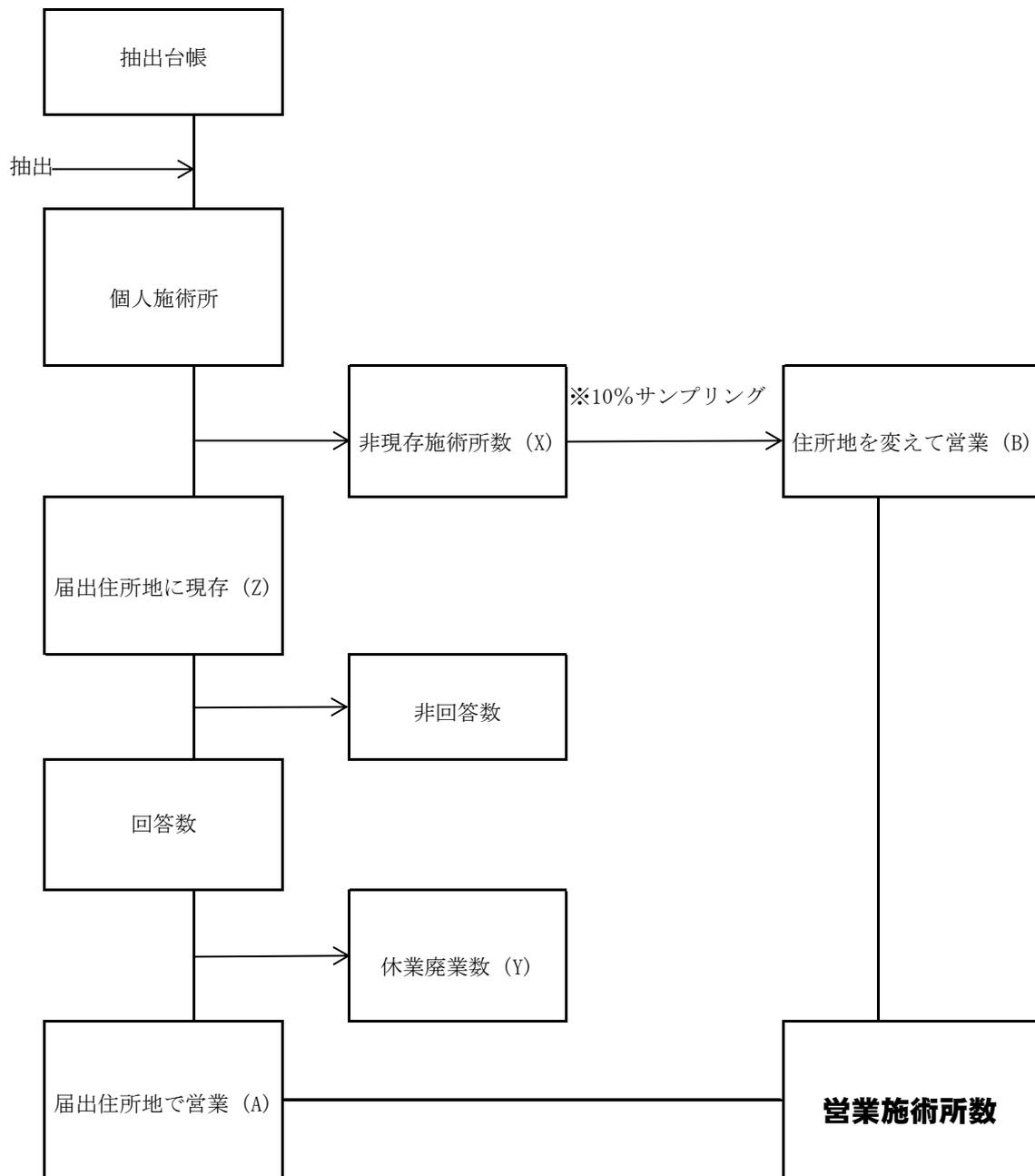
調査票および趣意書を同封した封筒を2016年10月末に発送し、同年11月末日までに投函を依頼した。視覚障害を有する業者には点字または電話による回答を可とした。なお、調査票の発送と回収および集計は、株式会社中央調査社・有限会社アレスに委託した。

3. 営業あはき業者総数の推計方法

営業施術所数の推計方法は、藤井らの先行研究¹⁻³⁾で実施された方法に依った。平成28隔報には、届出住所地に現存しない施術所数(X)と休業・廃業届を未提出のため名簿に残存している休業廃業施術所数(Y)が相当数含まれている²⁾。営業施術所数は、届け出た住所地で現在営業を続けている施術所(以下、届出住所地営業施術所)に、住所地の変更を届け出ないまま、届出をした住所地以外の地域で営業している施術所(以下、住所変更見届施術所と略す)を加えた数と見込まれる。

この営業施術所数に営業出張専門業者数を加えた数が営業あはき業者総数となる。以下、営業施術所数の推計値を算出する手順をフローチャートで図示した(図2)。

図2 営業施術所数推計のフローチャート



(1) 営業施術所数の推計方法

1) 届出住所地非現存施術所数と休業廃業施術所数の推計法

届出住所地で営業を続けている施術所数(A)は施術所総数(T)からXとYを除いた数となる。本稿では上記TをH28隔報の88,436件で代用した。

$$\text{届出住所地営業施術所数 (A)} = 88,436 - (X_1 + Y_1) \dots\dots\dots \text{①式}$$

上式の X_1 は未着票の割合（未着率）に 88,436 件を乗じて推計した。88,436 件から X_1 を除外した施術所数は届出た住所地に現存する施術所数（ Z_1 ）を意味する。 Y_1 は、この Z_1 に休業廃業率を乗じて推計した。

$$X_1 = \text{未着率} \times 88,436 \dots\dots\dots \text{②式}$$

$$Y_1 = \text{休業廃業率} \times Z_1 \dots\dots\dots \text{③式}$$

2) 住所変更未届施術所数の推計法

一方、上記②式の X_1 には、住所変更を届け出ないまま転出先で営業している施術所が一定数含まれている。そこで本研究では、未着票の 10% の封書を層化無作為法で抽出し架電による追跡調査を実施した。

電話番号が不明な施術所は、インターネットで検索した。電話が不通ないし他名義であった場合は廃業とみなした。

住所変更未届営業施術所数は、この追跡調査で移転営業が確認された施術所の割合（追跡調査営業率）に②式で求めた X_1 を乗じて算出した。

$$\text{住所変更未届施術所数} (B_1) = \text{追跡調査営業率} \times X_1 \dots\dots\dots \text{④式}$$

よって、営業施術所の推計値は次式で求められる。

$$\text{営業施術所数} (T_1) = (A_1) + (B_1) \dots\dots\dots \text{⑤式}$$

(2) 営業出張専門業者数の推計方法

次に、営業出張専門業者数（ T_1 ）は、上記営業施術所の推計方法と同様に①～⑤式を用いて算出した。ただ、出張専門業者総数は統計がとられていないため不明である。そこで本研究では収集できた業者総数を出張専門業者総数とみなした。

したがって、出張専門業者総数から届出住所地非現存事業者数（ X_2 ）と休業廃業事業者数（ Y_2 ）を差し引いて届出住所地営業事業者数（ A_2 ）を算出し、 A_2 に転出先営業事業者数（ B_2 ）を加えて（ T_2 ）を推計した。

よって、営業している施術所と出張専門業者を合わせた営業あはき業者総数は以下の式で求められる。

$$\text{営業あはき業者総数} = T_1 + T_2 \dots\dots\dots \text{⑥式}$$

4. 倫理面への配慮

趣意書において、本調査が無記名であり回答情報から個人が特定されることはないこと、回答された情報は筑波技術大学において厳重に管理すること、回答内容の目的外使用を禁ずることについて確約し、倫理的な配慮を講じた。また、本研究で得られたデー

タは、実施責任者と実施分担者が学会などで発表するが、個人および法人が特定されるデータは一切公表しない。なお、本研究は、筑波技術大学研究倫理委員会の承認（承認番号 H28-17）を受けて実施した。

第Ⅲ章 結果

1. 回収率

(1) 全体

102,831 件の施術所名簿から抽出送付した 20,000 標本のうち着信したのは、15,793 通だった。そのうち 4,605 票より回答があったため有効回答率は 29.2% ($4,605 \div 15,793$) だった（表 4）。回収された 4,605 件の地域的偏りを、平成 26 隔報統計値（85,260）に対する都道府県ごとの当該施術所数の比率（表 4 「全国比」）と回収された標本数の比率（表 4 「構成比」）との差で見ると、大阪府 2.9% 福岡県 2.3% の差を認めたものの、全体の 83% にあたる 39 都道府県で全国比と構成比の差が、0.5% 以下の幅に収まっていた（表 4）。

(2) 企業形態別

また、回収率の企業形態別内訳は、個人施術所 24.8% ($3,720 \div 15,000$)、法人施術所 23.2% ($465 \div 2,000$)、出張専門業者 13.7% ($411 \div 3,000$) だった。回答のあった施術所と出張専門業者との構成割合は 90.9% 対 8.9% だった。

(3) 都道府県別

回収率を都道府県別にみると、40% を超えたのは、愛媛（44.5）、長野（42.6）、秋田（41.2）、山口（40.5）、岡山（40.1）の 5 県だったのに対し、回収率が 20% 未満だったのは、徳島（8.8）、長崎（11.6）、福岡（12.1）、宮崎（13.4）、福島（17.1）、大分（19.8）の 5 県だった（表 7）。

2. 未着率

(1) 全体

一方、調査票を送付したが、宛先人不明などの理由により返送された未着票は 4,207 通であったため、全送付数 20,000 通に対する未着率は 21.0% ($4,207 \div 20,000$) だった（表 4）。

(2) 企業形態別

未着率を企業形態別でみると、個人施術所の 20.4% ($3,055 \div 15,000$) と法人施術所 19.0% ($379 \div 2,000$) に対し、出張専門業者は 25.8% ($773 \div 3,000$) だった。施術所全体では、20.2% ($3,434 \div 17,000$) だった。

(3) 都道府県別

未着率が 10%未満だったのは、高知 (0.8)、山形 (5.3)、宮崎 (5.5)、岩手 (5.6)、富山 (9.4) の 5 県が際立って低かった。次に 15%未満だったのは、静岡 (10.2)、山梨 (10.4)、福岡 (11.4)、長崎 (11.7)、熊本 (12.1)、香川 (12.2)、石川 (12.4)、北海道 (13.5)、大阪 (13.8)、福島 (14.6)、愛知 (15.0) の 11 県だった (表 6)。

一方、未着率が高く 40%を超えていたのは、栃木 (45.8)、長野 (43.0)、島根 (40.1)、の 3 県が際立って高かった。次に 30%を超えていたのは、京都・神奈川 (33.4)、徳島 (33.3) の 3 県だった (表 6)。

3. 営業率と休業廃業率

回答のあった 4,605 票のうち営業率が 83.3% ($3,836 \div 4,605$)、回答票数に占める休業率は、8.0% ($370 \div 4,605$)、廃業率は 8.7% ($399 \div 4,605$) だったので、休業または廃業を合わせた休業廃業率は 16.7%だった。これを企業形態別でみると、出張専門業者の休業廃業率 41.7%が最も高く、次いで個人施術所 14.7%、法人施術所 11.2%だった (表 8)。

4. 営業施術所数の推計

(1) 届出住所地営業施術所数

施術所総数 88,436 件 (平成 28 隔報) の個人と法人の各施術所数は「2. 標本設計(1)」で示した構成割合 (88.9% 対 11.1%) から、概算で、78,620 件 ($88,436 \times 0.889$) と 9,820 件 ($88,436 \times 0.111$) と仮定した。この施術所数と前述の「Ⅲ-2 (2)」で示した企業形態別の未着率 (個人施術所 20.4%・法人施術所 19.0%) をもとに営業形態ごとの住所地非現存事業者数を推計すると、届出住所地非現存事業所数 (X_1) は、それぞれ②式より、個人 16,038 件 ($78,620 \times 0.204$)、法人 1,865 件 ($9,816 \times 0.190$) と推計された。

したがって、届出現存施術所数 (Z_1) は、個人 62,582 ($78,620 - 16,038$)、法人 7,951 ($9,816 - 1,865$) が算出された。

次に、休業・廃業者数 (Y_1) は、各休業廃業率 (個人 14.7% 法人 11.2%) から③式より、個人 9,199 ($62,582 \times 0.147$) 法人 891 ($7,951 \times 0.112$) となった。

よって、(A_1) は、①式より個人 53,383 件 ($78,620 - (16,038 + 9,199)$) 法人 7,060 件 ($9,816 - (1,865 + 891)$) と推計された (表 9)。

(2) 住所変更未届施術所数

未着票 4,207 通の 10%にあたる 420 通に対して、架電調査を実施した。その結果、名義が一致し営業が確認された施術所は 14.0% (59÷420) だった。営業が確認できなかった施術所は 85.9% (361÷420) だった (表 10)。

これを上記 (X_1) に挿入すると、④式より、住所変更を未届けのまま営業していた施術所 (B_1) は、個人 2,245 件 ($16,038 \times 0.14$) 法人 261 件 ($1,865 \times 0.14$) と推計された (表 9)。

(3) 推定営業施術所数

よって、平成 28 年 10 月末時点における個人と法人を合わせた営業施術所数 (T_1) は、⑤式より、個人 55,627 件 ($53,382 + 2,245$)、法人 7,322 件 ($7,061 + 261$) の合計 62,949 件 ($55,627 + 7,322$) と推計された (表 9)。

したがって、平成 28 年末時点の統計値 88,436 件と比較すると、25,487 件 ($88,436 - 62,949$)、率で 28.8%少ない結果となった。

5. 営業出張専門業者数の推計

出張専門業者総数は国の統計がとられていないため、収集できた業者数 26,330 件と見なして推計を行った。

まず、 X_2 は②式より 6,793 件 ($26,330 \times 0.258$)、 Z_2 は 19,537 件 ($26,330 - 6,793$)、 Y_2 は③式より、8,147 ($19,537 \times 0.417$) がそれぞれ算出された。したがって、①式より届出た住所地で営業実態が認められた出張専門業者数 (A_2) は 11,390 件 ($26,330 - (6,793 + 8,147)$) と推計された。

一方、転出先営業率と施術所と同率 14%とすると、当該の営業事業者数 (B_2) は、④式より、951 件 ($6,793 \times 0.140$) となる。

したがって、営業出張専門業者の総数 T_2 は、⑤式より 12,341 件 ($11,390 + 951$) が算出された。

6. 営業あはき業者の総数

よって、営業あはき業者の総数は、⑥式より、概算で 75,290 件 ($62,949 + 12,341$) と推計された。標本抽出台帳 (母集団) 102,831 件 (施術所 76,505 件 出張業者 26,330 件) と比較すると、率で 26.8%少ない結果となった。

第IV章 考 察

1. 本調査の意義

あはき業の実態を示す衛生行政報告例では、都道府県ごとの就業者数・施術所数が隔年で報告されているが、廃業・休業・休止しても届出を怠る業者や複数の免許（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師）を所持し、施術所を二重に登録している業者が多数含まれている可能性があることから信頼性に疑問が指摘されている^{1,2)}。また受療状況、年収、市場規模など、あはき業態に関する報告^{1-3, 11, 18, -29)}も近年散見されるようになったものの、あはき業に係る実態把握は充分とは言えない。また、これらの先行研究では企業形態別の休業廃業率を推計していないなどの不備があったため、本調査では標本数を増やしたり、電話による追跡調査をおこなったりするなどの改良を加えたことで、より信頼性の高いデータを示すことができたものとする。

これにより、あはき市場の適正化に関する議論の基礎資料に資する意義はもとより、わが国の施術所統計の方法論にも一石を投ずることができたのではなかろうか。

一方、あはき師養成課程の認定申請に対する国の不認定処分（厚労省発医政 0205 第 3 号）の取消を求める裁判（非認定処分取消請求事件）の口頭弁論が続けられている。被告（国）が処分の根拠とした、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 19 条 1 項（視覚障害業者の保護条項）が憲法第 22 条 1 項（職業選択の自由権）に反する違憲無効の法令であるか否かが本裁判の主な争点であるが、司法の場ではあま指市場における需給の現状も論点となっている。本研究は、この論議に基礎資料を提供する意味でも寄与するところは少なくないものとする。

2. 標本の質と結果の信頼性

以下の①～⑧の理由から、標本の質と明らかにされた結果には一定の信頼性が担保されているものと考えられる。

- ①本調査の母集団は、抽出台帳に記載した名簿 102,831 件（施術所 76,505 件 出張業者 26,330 件）は、過去最大規模で 2014 年の前回調査 60,386 件の 1.7 倍であったこと。
- ②施術所 76,505 件の平成 26 隔報の施術所総数に対する収集率は 9 割を超えたこと。
- ③標本規模を過去最大の 20,000 件（前回調査の 2 倍）としたこと。
- ④企業形態別の廃業・休業率を推計し未着票に対する追跡架電調査の標本数を拡大するなどの改良を加えたこと。
- ⑤標本抽出法を層化二段抽出法に依ったこと。
- ⑥回答率が 29.2%で前回調査の 24.3%を約 5%上回り過去最高となったこと。

- ⑦営業施術所数（個人施術所・法人施術所）・出張専門業者施術所数を推計し、業態種別の施術所数を推計したこと。
- ⑧回収標本の地域偏向が小さかったこと。全国のあはき施術所（平成 26 統計値 85,260 件）に対する都道府県比率と回収標本数（4,608 件）に対する都道府県ごとの回収標本数の比率の差の結果（表 3 「比較欄」）から、大阪府と福岡県を除き、全国の状態を縮約していると考えられ、地域的偏りは小さかった。

3. 回収率と未着率について

（1）回収率

本調査の有効回答率は 29.2% だった。この割合は、藤井ら²⁾が平成 24 年に実施した（24.3%）よりも 4.9% 高い結果だったが、約 7 割の業者の実態が不明であった。あはき業の実態を明らかにするためには、国の基幹統計に組み込み実施することが望まれる。

（2）未着率

本調査の未着率は 21% であった。平成 24 年調査の未着率（20%）と近似していたことから、届出住所地に現存しない施術所は、全体の約 2 割程度と推計された。また、都道府県別の未着率では、都道府県によって名簿の信頼性に差があることが示されたことから、監督機関である保健所の機能が十分果たされていない可能性が示唆された。

4. 営業施術所数について

（1）平成 28 年衛生行政報告例隔年報との比較

平成 28 年度末におけるあはき施術所の国の統計値（平成 28 年隔報）88,436 件であったが、あはき業を届け出た住所地に現存しない施術所が約 38%（休業率 16.7%・未着率 21%）にのぼったことから、市場の実態を反映していない可能性がある。

本調査で明らかになった平成 28 年度末時点の営業施術所数（個人施術所・法人施術所）62,949 件は、国が実施した平成 28 隔報を 25,500 件（概算）、率で約 29%（25,487 ÷ 88,436）余り下回っていた。

この割合は、藤井らが平成 24 年に実施した推計値²⁾（25%）よりも 4% 高かった。平成 24 年調査²⁾との間に約 4 年の時差があることから、単純比較は難しいが、標本規模を拡大し、受取人不明事業所に架電追跡調査をするなど改良を加えたことや企業業態別に営業数を推計したことで、より信頼性が増したと考えられた。

本調査の未着票 4,207 通で 21% と回収標本の約 17% が休業・廃業していたことから、保健所の所有する名簿に登録されている事業者のうち、およそ 38% に営業実態がないことがわかった。

また、届出住所地に現存しなかった 4,207 通のなかには、住所地変更を届け出ないまま転出先で営業を継続している事業者が、本調査で 14% 程度・平成 24 年調査²⁾で 10%

程度と推計された。これを考慮しても公表されている国の統計値 88,436 件（平成 28 隔報）は、概算で 25,500 件余り少ない、63,000 件前後に下表修正する必要があると考える。

（２）営業あはき事業者数について

営業あはき事業者数 75,290 件（営業施術所数 62,949 + 出張専門業者数 12,341）を、母集団（標本抽出台帳）と比較すると、件数で 27,541 件（102,831-75,290）、率で約 27%（27,541÷102,831）ほど少ない結果であった（図 3）。

本調査で営業施術所は、概算で 25,500 件（88,436-62,949）、率で約 29%、出張専門業者は、母集団 26,330 件のうち、概算で 14,000 件（26,330-12,341）、率で 53.1% に営業実態がなかった。流動性の高い出張専門業者は、個人施術所や法人施術所よりも休業率が高いことが推測された。これらのことから、営業実態がない業者は平成 28 年末の 88,436 件（平成 28 隔報）と 26,330 件（収集した出張専門業者数）を合計した 114,766 件よりも概算で 39,500 件（25,500+14,000）、率で 34.4%（39,500÷114,766）も少ない可能性が示唆された。

（３）全体の考察

先行調査¹⁻³⁾と本調査によって、保健所の保有する施術所名簿の信頼性に問題があることが示唆されたわけだが、原因として以下の 2 点が考えられた。

1) あはき業者の倫理意識の低下

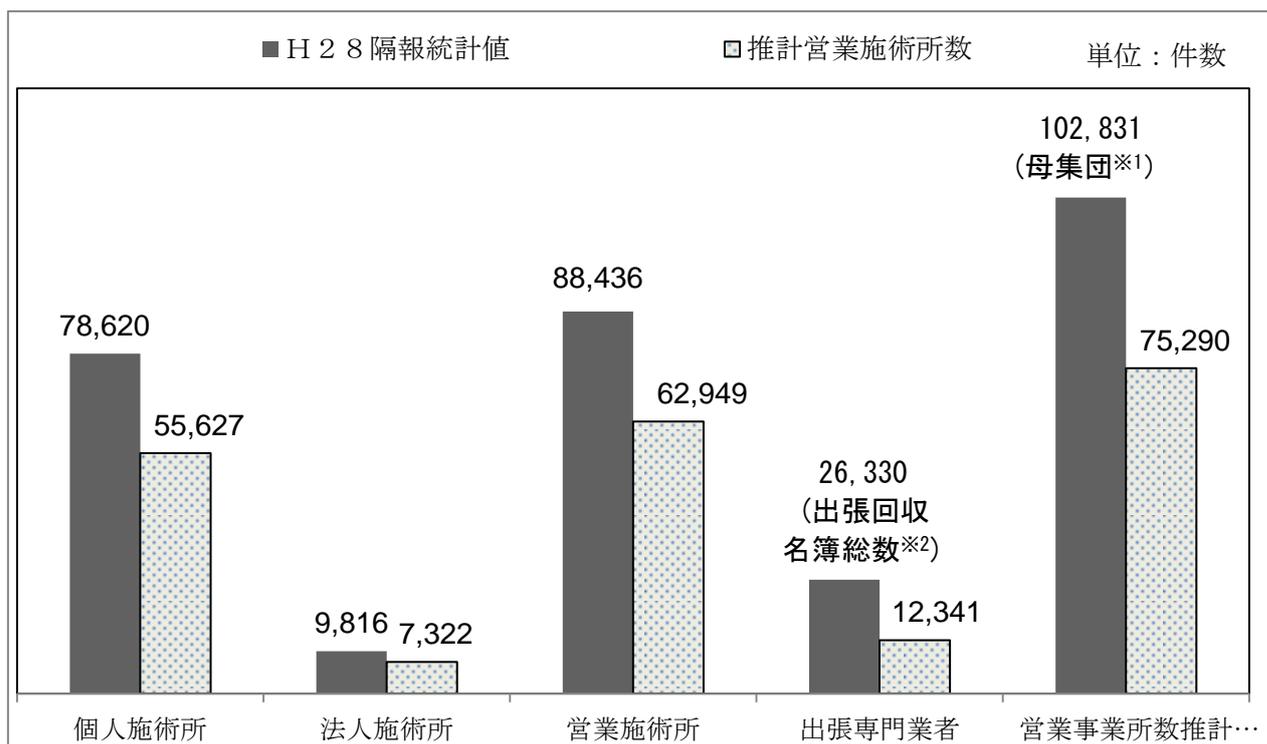
あはき法の第 9 条の 2 では、「施術所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他厚生労働大臣省令で定める事項を施術所の施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じたときも同様とする。施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から 10 日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする」¹⁶⁾と規定されている。この規定では、届出を怠った場合や虚偽の届出をした場合は、30 万円以下の罰金に処されるとあるが、本調査によりあはき法 9 条の 2 の規定が、遵守されていない状況も示唆されたと言える。

施術所の廃止・休止・再開をする場合、施術所の開設場所が変わった場合は、現在の施術所を廃止し、新たな開設届け（資料 3）が必要であり、これを怠るとあはき業の正確な施術所数の把握が困難になり、あはき業の実態を示す資料として信頼性が欠けるものとなる。あはき師の倫理意識をどうやって高めるかが今後の課題である。あはき師に係る学校・養成施設、業界、関係団体等に本研究の結果を周知し、あはき法 9 条の 2 の遵守教育の一層の充実を働きかけていくことが必要と考えられた。

2) 監督行政の課題

先行研究²⁾と本研究の結果から平成 28 隔報には、約 3 割の業者の営業実態がなかったことから、保健所の監督行政が充分機能していない可能性を示唆しており、その強化を期待したい。厚生労働は、病院・診療所を対象に 3 年毎に実施している医療施設静態調査を実施しているが、あはき施術所に対しても施術所登録名簿内容の確認や営業実態調査の早期実施が望まれる。

図 3 平成 28 隔報と推計営業施術所数との比較



※1 母集団＝平成 28 統計値 88,436＋出張専門業者 26,330

※2 出張専門業者総数は統計が取られていないため、回収された 26,330 件で代用した。

5. 本調査の課題と限界

本調査では、業の廃止・休業調査だけではなく、電話による追跡調査を実施し改良を加えたことにより統計的精度が向上したと考えるが、以下の課題がある。

- ①未着票 4,207 件の休業理由が不明だったこと。
- ②県外などで滞在業務を行っている業者の実態は不明だったこと。
- ③回答をしても良い事業者・施術者に偏りが出た。本調査から導きだされた結果の信頼性には一定の限界があった。
- ④アンケート回収率が 29.2%であったが、多くの未回答業者の約 7 割 (11,188 件) 実態が不明であった。
- ⑤郵送法アンケートの欠点¹³⁾として、大量の質問は困難で調査に対する興味や回答

者の属性が偏る傾向がある。集合調査法や訪問留め置き法と比べ一般的に回答率が30%～60%と低くなりやすい課題を含んでいる。郵送法による全国規模のアンケート調査の限界点と考えられた。

第V章 結 論

本調査結果から、平成28年末時点での営業施術所数（個人施術所・法人施術所）は平成28年度衛生行政報告例で公表された統計値第2表（88,436件）よりも、おおよそ29%（25,500件）ほど少ない、63,000件（概算）と推計された。したがって、同統計値は施術所の実態を正しく反映しておらず下方修正が必要であることが示唆された。

また、平成28年末時点の営業事業所数（個人施術所55,600件・法人施術所7,300件・出張専門業者12,300件）は、おおよそ標本抽出台帳（母集団）102,831件よりも26.8%ほど少ない75,300件（概算）と推計された。

謝 辞

本論文は、筆者が筑波技術大学大学院技術研究科保健科学専攻に在籍中の研究成果をまとめたものである。本研究を遂行するにあたり、ご指導賜りました同専攻教授 藤井亮輔先生には、本研究の実施の機会を与えて戴いた。その遂行するにあたり終始、ご指導を戴いた。ここに感謝の意を表す。

同専攻教授 森 英俊先生には、副指導教員としてご助言を戴くとともに、細部にわたってご指導を戴いた。ここに感謝の意を表す。

明治国際医療大学教授 矢野 忠先生、筑波技術大学助教 近藤 宏先生、筑波技術大学大学助教 福島正也先生には、調査票作成やデータ解析作業などご尽力を戴いた。ここに感謝の意を表す。

筑波技術大学教授 野口栄太郎先生、筑波技術大学教授 緒方昭宏先生、筑波技術大学准教授 鮎沢 聡先生には、有益なご助言を戴いた。ここに感謝の意を表す。

ならびに資料を提供して下さった厚生労働省医制局医事課の皆様、ご多忙のなかアンケートに回答して下さった皆様に感謝の意を表す。なお本研究は、平成28年度厚生労働省行政推進調査事業費の交付を受けて実施した。

引用・参考文献

- 1) 藤井亮輔, 山下 仁, 岩本光弘. あん摩業、はり業、きゅう業に係わる施術所数ならびに就業者数の実態に関する調査研究. 全日本鍼灸学会雑誌, 55(4), 566-573. 2005.
- 2) 藤井亮輔. 鍼灸按摩施術所の営業件数と市場規模に関する調査, 全日本鍼灸学会雑誌, 60(5), 792-801. 2010.
- 3) 藤井亮輔, 近藤 宏, 矢野 忠 他. あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう全国施術所調査報告書. 視覚障害者支援総合センター, 2014.
- 4) 矢野経済研究所. 2017年版リラクゼーション・温浴ビジネスの実態と展望：
https://www.yano.co.jp/market_reports/C59101100.PDF. 20171215. access.
- 5) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 平成26年衛生行政報告例隔年報. 表6. 2015.
- 6) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 平成26年衛生行政報告例隔年報. 第2表. 2015.
- 7) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 平成28年衛生行政報告例隔年報. 表6. 2017.
- 8) 厚生労働省大臣官房統計情報部. 平成28年衛生行政報告例隔年報. 第2表. 2017.
- 9) 厚生労働省. 柔道整復の施術に係る療養費に関する現状と課題. 2016. 3. 29.
- 10) 会計検査院. 平成22年度決算検査報告. 柔道整復師の施術に係る療養費の支給について. <http://report.jbaudit.go.jp/org/h04/1992-h04-0129-0.htm>. 2017. 12. 3 access.
- 11) 藤井亮輔, 矢野 忠, 近藤 宏, 福島正也. あん摩マッサージ指圧業の実態に関する調査研究—需給の現状と業者の年収を中心に—. 日本東洋医学系物理療法学会雑誌. 2018;42(2):87-95.
- 12) 社会科学・システム工学-人間と機械が共存する「人にやさしい情報システム」を目指して-滋賀大学 中川雅央氏 HP: 教材・資料, 付表サンプルサイズ,
<http://www.biwako.shiga.ac.jp/sensei/mnaka/ut/samplesizetab.html>. 20171231 access.
- 13) 鈴木淳子 著: 質問紙デザイン技法, ナカニシヤ出版, 第2版第1刷, 41-63, 2016.
- 14) 杉山明子 編著: 社会調査の基礎, 朝倉書店, 第3版, 36-71, 2014.
- 15) DJ・トージャーソン 著: ランダム化比較試験 (RCT) の設計-ヒューマンサービス、社会科学領域における活用のために-, 日本評論社, 第1版第1刷, 167-168. 2010.
- 16) 徳竹忠司 著: 医療と社会, 医道の日本社, 第5版, 214-215, 2017.
- 17) 宮城県 HP: あん摩マッサージ指圧, はり, きゅう業及び柔道整復業に関する手続き(様式第6号):
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/shisei03.html>. (20170110access).
- 18) 藤井亮輔, 矢野 忠, 近藤 宏 他. あん摩マッサージ指圧の受療状況と当該施術所の

- 実態に関する調査研究-平成28年度総括研究報告書-. 2017:2-38.
- 19) 藤井亮輔, 指田忠司, 吉泉豊晴, 原島雅之. 第1部鍼灸マッサージ施術所をめぐる動向. 独立行政法人(編). 調査研究報告書69. 鍼灸マッサージ業における視覚障害者の就業動向と課題. 千葉. 独立行政法人高齢機構. 2005:19-72.
 - 20) 藤井亮輔, 矢野 忠. 鍼灸療法の受療率に関する調査研究-鍼灸の単独療法と按摩・マッサージ・指圧を含む複合療法(三療)との比較-, 明治国際医療大学誌8号, 1-12, 2013.
 - 21) 管 万希子, 鍼灸マッサージ師業界のニーズ-現状分析から医療観光へ-, 帝塚山大学, 2014:4-6, PDF(20170116access)
 - 22) 矢野 忠, 川喜田健司, 石崎直人, 丹澤章八: 国民に広く鍼灸医療を利用してもらうためには今、鍼灸界は何をしなければならないのか その1, 医道の日本 743, 138-146: 医道の日本社, 2005.
 - 23) 矢野 忠, 川喜田健司, 石崎直人, 丹澤章八: 国民に広く鍼灸医療を利用してもらうためには今、鍼灸界は何をしなければならないのか 総集編その1, 医道の日本, 767(12), 169-176: 医道の日本社, 2007.
 - 24) 矢野 忠, 坂井友美, 安野富美子, 鍋田智之: 我が国における鍼灸療法の受療状況に関する調査-年間受療率と受療関連要因について-, 医道の日本 74(8), 209-219: 医道の日本社, 201508.
 - 25) 安野富美子, 藤井亮輔, 石崎直人ら: 医療機関内での鍼灸療法の実態調査-2010年度調査結果より-, 医道の日本 70(11), 167-176: 医道の日本社, 2011.
 - 26) Yamashita H. Tsukayama H. Sugishita C: popularity of complementary and alternative medicine in japan a telephone survey. Complement Ther med. 10:83-93, 2002.
 - 27) 矢野 忠, 安野富美子, 藤井亮輔, 川喜多健司: 国民生活基礎調査「健康票」における「最も気になる症状」の治療に対する あんま・はり・きゅう・柔道整復師(施術所)の利用状況, 医道の日本 76(4), 126-134: 医道の日本社, 2017.
 - 28) 矢野 忠, 安野富美子, 藤井亮輔, 近藤宏ら: 大都市圏の柔道整復施術所におけるあん摩マッサージ指圧療法、鍼灸療法等の実態に関する調査研究(その1)主として単純集計による検討, 医道の日本 76(11), 136-144: 医道の日本社, 2017.
 - 29) 矢野 忠, 鍋田智之, 安野富美子, 石崎直人, 藤井亮輔: 我が国における鍼灸療法の受療状況について 10年間で受療状況は好転したのか?, 医道の日本, 72(11), 202-213: 医道の日本社, 2013.

表・資料

表1 NTT iタウンページ掲載施術所・店舗数の業の構成割合

(2018年1月現在)

業種	件数	構成割合	件数
あん摩施術所	16,728	13.6%	
あはき施術所	11,540	9.4%	41.5%
鍼灸施術所	22,850	18.5%	
接骨院	34,148	27.7%	27.7%
整体院	18,386	14.9%	
カイロ院	9,085	7.4%	22.3%
アロマセラピー	3,895	3.2%	
リフレクソロジー	6,551	5.3%	8.5%
合計	123,183	100.0%	100.0%

表2 衛生行政報告例隔報による施術所数の推移

各年度末現在
(単位：件)

	2004 (H16)	2006 (H18)	2008 (H20)	2010 (H22)	2012 (H24)	2014 (H26)	2016 (H28)	増減	増減率 (%)
あま指施術所	20,532	21,822	21,092	19,983	19,880	19,271	19,618	347	1.8%
はりきゅう	14,993	17,794	19,451	21,065	23,145	25,445	28,299	2,854	11.2%
あはき	33,601	34,517	35,808	36,251	37,185	37,682	37,780	98	0.3%
その他	3,187	3,219	2,892	2,693	3,103	2,862	2,739	-123	-4.3%
合計	72,313	77,352	79,243	79,992	83,313	85,260	88,436	-	-
接骨院	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	45,572	48,024	2,452	5.4%

1) 2010年は震災の影響で宮城県が含まれていない。

表3 施術所・出張業者回収名簿数（母集団）と標本規模（単位：件）

	H26 隔報	回収名簿	回収名簿率	標本数	標本規模 ²⁾	全国比 ³⁾
施術所数	85,260	76,505	89.7%	17,000	22.2%	19.9%
出張専門業者	不明 ¹⁾	26,330	-	3,000	11.4%	-

1) 不明 ※出張業者の就業統計はとられていない。

2) 17,000 ÷ 76,505（施術所回収名簿数）

3,000 ÷ 26,330（出張専門業者回収名簿数）

3) 17,000 ÷ 85,260（H26 隔報 統計値）

表4 調査票の着信状況と回収率(都道府県別)

No	都道府県	調査票送付数		合計 (A)	未着数 (B)	未着 率 B/A	着信数 (C)	回収数 (D)	回収率 D/C	構成 比 ¹⁾	全国 比 ²⁾	比較 1)-2)
		施術所	出張									
1	北海道	567	273	840	90	10.7	750	154	20.5	3.4	3.4	0.0
2	青森	109	30	139	32	23.0	107	36	33.6	0.8	0.7	0.1
3	岩手	107	31	138	7	5.1	131	29	22.1	0.6	0.6	0.0
4	宮城	224	14	238	20	8.4	218	72	33.0	1.6	1.5	0.0
5	秋田	106	17	123	55	44.7	68	28	41.2	0.6	0.6	0.0
6	山形	96	1	97	6	6.2	91	35	38.5	0.8	0.7	0.1
7	福島	198	128	326	34	10.4	292	50	17.1	1.1	1.2	-0.1
8	茨城	303	0	303	90	29.7	213	74	34.7	1.6	1.8	-0.2
9	栃木	232	118	350	125	35.7	225	55	24.4	1.2	1.5	-0.3
10	群馬	234	117	351	80	22.8	271	91	33.6	2.0	1.5	0.5
11	埼玉	762	66	828	189	22.8	639	170	26.6	3.7	0.1	-1.3
12	千葉	773	138	911	222	24.4	689	222	32.2	4.8	4.5	0.3
13	東京	2,115	265	2,380	523	22.0	1,857	589	31.7	12.8	12.5	0.3
14	神奈川	1,177	299	1,476	462	31.3	1,014	358	35.3	7.8	6.4	1.4
15	新潟	215	49	264	62	23.5	202	64	31.7	1.4	1.2	0.2
16	富山	91	2	93	10	10.8	83	24	28.9	0.5	0.8	-0.3
17	石川	165	0	165	24	14.5	141	38	27.0	0.8	1.0	-0.2
18	福井	76	4	80	16	20.0	64	13	20.3	0.3	0.5	-0.2
19	山梨	107	7	114	13	11.4	101	28	27.7	0.6	0.6	0.0
20	長野	287	135	422	145	34.4	277	118	42.6	2.6	1.7	0.9
21	岐阜	348	101	449	118	26.3	331	98	29.6	2.1	2.0	0.2
22	静岡	443	61	504	53	10.5	451	170	37.7	3.7	2.4	1.3
23	愛知	746	25	771	132	17.1	639	208	32.6	4.5	4.6	0.0

24	三 重	172	17	189	41	21.7	148	55	37.2	1.2	1.0	0.2
25	滋 賀	175	76	251	56	22.3	195	70	35.9	1.5	1.0	0.5
26	京 都	605	77	682	238	34.9	444	151	34.0	3.3	3.4	-0.1
27	大 阪	1,862	235	2,097	302	14.4	1,795	421	23.5	9.2	12.1	-2.9
28	兵 庫	707	100	807	203	25.2	604	210	34.8	4.6	4.2	0.3
29	奈 良	244	9	253	79	31.2	174	60	34.5	1.3	1.4	-0.1
30	和歌山	182	42	224	42	18.8	182	61	33.5	1.3	1.2	0.2
31	鳥 取	58	21	79	14	17.7	65	21	32.3	0.5	0.3	0.2
32	島 根	131	21	152	62	40.8	90	25	27.8	0.5	0.6	0.0
33	岡 山	210	34	244	72	29.5	172	69	40.1	1.5	1.2	0.3
34	広 島	345	36	381	65	17.1	316	115	36.4	2.5	1.8	0.7
35	山 口	151	17	168	42	25.0	126	51	40.5	1.1	0.8	0.3
36	徳 島	120	144	264	47	17.8	217	19	8.8	0.4	0.7	-0.3
37	香 川	203	23	226	29	12.8	197	49	24.9	1.1	1.1	0.0
38	愛 媛	211	28	239	57	23.8	182	81	44.5	1.8	1.0	0.7
39	高 知	102	11	113	1	0.9	112	39	34.8	0.9	0.6	0.3
40	福 岡	692	63	755	93	12.3	662	80	12.1	1.7	4.0	-2.3
41	佐 賀	113	1	114	21	18.4	93	33	35.5	0.7	0.6	0.1
42	長 崎	211	8	219	29	13.2	190	22	11.6	0.5	1.2	-0.7
43	熊 本	212	21	233	30	12.9	203	65	32.0	1.4	1.1	0.3
44	大 分	199	31	230	58	25.2	172	34	19.8	0.7	1.0	-0.2
45	宮 崎	171	19	190	11	5.8	179	24	13.4	0.5	0.9	-0.4
46	鹿 児 島	312	48	360	62	17.2	298	80	26.8	1.7	1.6	0.1
47	沖 縄	131	37	168	45	26.8	123	37	30.1	0.8	0.8	0.0
	不 明						0	9				
	総 数	17,000	3,000	20,00	4,207	21.0	15,793	4,605	29.2			

1) 回収総数 4,605 通に対する都道府県ごとの回収数の比率 (%)

2) 平成 26 隔報 2 表に記載されている都道府県別施術所数の施術所総数 85,260 件に対する比率 (%)

表5 サンプルサイズ表

信頼度 (1-有意水準) と許容誤差 および 母集団の大きさから、最小限必要なサンプルサイズを求める表.

confidence level	95%					99%				
	±1%	±2%	±3%	±4%	±5%	±1%	±2%	±3%	±4%	±5%
population size: N = 10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
30	30	30	30	29	28	30	30	30	30	29
40	40	40	39	38	37	40	40	40	39	38
50	50	49	48	47	45	50	50	49	48	47
60	60	59	57	55	53	60	60	59	57	56
70	70	69	66	63	60	70	69	68	66	64
80	80	78	75	71	67	80	79	77	75	72
90	90	87	84	79	74	90	89	86	83	80
100	99	97	92	86	80	100	98	95	92	88
200	196	185	169	151	132	198	191	181	168	154
300	291	267	235	201	169	295	280	259	233	207
400	385	343	292	241	197	391	365	329	289	250
500	476	414	341	274	218	486	447	394	338	286
600	565	481	385	301	235	580	525	453	381	316
700	653	543	423	324	249	672	600	508	419	341
800	739	601	458	344	260	764	671	559	452	363
900	823	655	489	361	270	854	740	605	483	383
1,000	906	707	517	376	278	944	806	649	510	400
2,000	1,656	1,092	697	462	323	1,785	1,350	960	684	499
3,000	2,287	1,334	788	501	341	2,541	1,741	1,142	771	544
4,000	2,825	1,501	843	523	351	3,223	2,037	1,262	824	570
5,000	3,289	1,623	880	536	357	3,843	2,268	1,347	859	586
6,000	3,694	1,715	907	546	362	4,407	2,453	1,411	885	598
7,000	4,050	1,788	927	553	365	4,923	2,605	1,460	904	607
8,000	4,365	1,847	942	559	367	5,398	2,732	1,499	918	613
9,000	4,647	1,896	955	563	369	5,835	2,840	1,530	930	618
10,000	4,900	1,937	965	567	370	6,240	2,932	1,557	940	623
20,000	6,489	2,144	1,014	583	377	9,068	3,435	1,688	986	643
30,000	7,276	2,224	1,031	589	380	10,682	3,644	1,737	1,003	650
40,000	7,745	2,266	1,040	592	381	11,726	3,758	1,762	1,011	653

50,000	8,057	2,291	1,045	594	382	12,456	3,830	1,778	1,016	655
60,000	8,279	2,309	1,049	595	382	12,995	3,879	1,789	1,020	657
70,000	8,446	2,322	1,052	596	383	13,410	3,915	1,796	1,022	658
80,000	8,575	2,331	1,054	596	383	13,739	3,943	1,802	1,024	659
90,000	8,678	2,339	1,055	597	383	14,007	3,965	1,807	1,025	659
100,000	8,763	2,345	1,056	597	383	14,228	3,982	1,810	1,027	660
200,000	9,164	2,373	1,062	599	384	15,317	4,063	1,827	1,032	662
300,000	9,306	2,382	1,064	600	384	15,719	4,091	1,832	1,034	663
400,000	9,379	2,387	1,065	600	384	15,927	4,105	1,835	1,035	663
500,000	9,423	2,390	1,065	600	384	16,055	4,113	1,837	1,035	663
600,000	9,453	2,392	1,066	600	384	16,142	4,119	1,838	1,035	663
700,000	9,474	2,393	1,066	600	384	16,204	4,123	1,839	1,036	663
800,000	9,490	2,394	1,066	600	384	16,251	4,126	1,839	1,036	663
900,000	9,503	2,395	1,066	600	384	16,288	4,128	1,840	1,036	664
1,000,000	9,513	2,396	1,066	600	384	16,317	4,130	1,840	1,036	664
10,000,000	9,595	2,401	1,067	601	385	16,560	4,146	1,843	1,037	664
100,000,000	9,603	2,401	1,068	601	385	16,585	4,147	1,843	1,037	664
1,000,000,000	9,604	2,401	1,068	601	385	16,587	4,147	1,844	1,037	664
10,000,000,000	9,604	2,401	1,068	601	385	16,588	4,147	1,844	1,037	664
∞	9,604	2,401	1,068	601	385	16,588	4,147	1,844	1,037	664

表6 未着率順位 (単位:件)

都道府県	合計(A)	未着数(B)	未着率 B/A	順位
栃木	273	125	45.8%	1
長野	337	145	43.0%	2
島根	154	62	40.1%	3
京都	712	238	33.4%	4
神奈川	1,385	462	33.4%	5
徳島	141	47	33.3%	6
岡山	247	72	29.2%	7
沖縄	154	45	29.1%	8
群馬	275	80	29.1%	9
岐阜	409	118	28.8%	10
奈良	287	79	27.5%	11
滋賀	206	56	27.2%	12
茨城	357	90	25.2%	13
青森	128	32	24.9%	14
大分	235	58	24.7%	15
新潟	253	62	24.5%	16
千葉	910	222	24.4%	17
兵庫	832	203	24.4%	18
山口	178	42	23.6%	19
愛媛	248	57	23.0%	20
埼玉	896	189	21.1%	21
東京	2,489	523	21.0%	22
宮城	264	55	20.9%	23
鳥取	68	14	20.6%	24
三重	202	41	20.3%	25
和歌山	215	42	19.6%	26
福井	89	16	17.9%	27
鹿児島	367	62	16.9%	28
秋田	125	20	16.0%	29
広島	406	65	16.0%	30

表7 回収率順位 (単位:件)

都道府県	着信数(C)	回収数(D)	回収率 D/C	順位
愛媛	182	81	44.5%	1
長野	277	118	42.6%	2
秋田	68	28	41.2%	3
山口	126	51	40.5%	4
岡山	172	69	40.1%	5
山形	91	35	38.5%	6
静岡	451	170	37.7%	7
三重	148	55	37.2%	8
広島	316	115	36.4%	9
滋賀	195	70	35.9%	10
佐賀	93	33	35.5%	11
神奈川	1014	358	35.3%	12
高知	112	39	34.8%	13
兵庫	604	210	34.8%	14
茨城	213	74	34.7%	15
奈良	174	60	34.5%	16
京都	444	151	34.0%	17
青森	107	36	33.6%	18
群馬	271	91	33.6%	19
和歌山	182	61	33.5%	20
宮城	218	72	33.0%	21
愛知	639	208	32.6%	22
鳥取	65	21	32.3%	23
千葉	689	222	32.2%	24
熊本	203	65	32.0%	25
東京	1857	589	31.7%	26
新潟	202	64	31.7%	27
沖縄	123	37	30.1%	28
岐阜	331	98	29.6%	29
富山	83	24	28.9%	30

佐賀	133	21	15.8%	31	島根	90	25	27.8%	31
愛知	878	132	15.0%	32	山梨	101	28	27.7%	32
福島	232	34	14.6%	33	石川	141	38	27.0%	33
大阪	2,190	302	13.8%	34	鹿児島	298	80	26.8%	34
北海道	667	90	13.5%	35	埼玉	639	170	26.6%	35
石川	194	24	12.4%	36	香川	197	49	24.9%	36
香川	239	29	12.2%	37	栃木	225	55	24.4%	37
熊本	249	30	12.1%	38	大阪	1795	421	23.5%	38
長崎	249	29	11.7%	39	岩手	131	29	22.1%	39
福岡	815	93	11.4%	40	北海道	750	154	20.5%	40
山梨	126	13	10.4%	41	福井	64	13	20.3%	41
静岡	521	53	10.2%	42	大分	172	34	19.8%	42
富山	106	10	9.4%	43	福島	292	50	17.1%	43
岩手	126	7	5.6%	44	宮崎	179	24	13.4%	44
宮崎	201	11	5.5%	45	福岡	662	80	12.1%	45
山形	113	6	5.3%	46	長崎	190	22	11.6%	46
高知	121	1	0.8%	47	徳島	217	19	8.8%	47

表8 営業率と休廃業率 n=4,605

	営業(件)	1)	休業(件)	2)	廃業(件)	3)	合計(件)	2)+3)
個人施術所	3,174	85.3%	237	6.4%	309	8.3%	3,720	14.7%
法人施術所	413	88.9%	21	4.5%	31	6.7%	465	11.2%
小計	3,587	85.7%	258	6.2%	340	8.1%	4,185	14.3%
出張施術所	240	58.4%	112	27.3%	59	14.4%	411	41.7%
不明	9	100.0%	-	-	-	-	9	-
合計	3,836	83.3%	370	8.0%	399	8.7%	4,605	16.7%

1) 営業÷合計

2) 休業÷合計

3) 廃業÷合計

表 9 営業あはき業者総数 (単位:件) (四捨五入)

	H28 統計値	X	Z	Y	A	B	A+B
個人施術所	78,620	16,038	62,581	9,199	53,382	2,245	55,627
法人施術所	9,816	1,865	7,951	891	7,061	261	7,322
小計	88,436	17,904	70,532	10,090	60,443	2,506	62,949
出張専門業者	26,330*	6,793	19,537	8,147	11,390	951	12,341
合計	114,766	24,697	90,069	18,237	71,832	3,458	75,290

X: 届出住所地非現存業者 [統計値×未着率]

Z: 届出住所地現存業者 [統計値-X]

Y: 休業・廃業者数 [Z×休廃業率]

A: 届出住所地営業業者数 [統計値-(X+Y)]

※出張業者は統計が取られていないため収集した業者数で代用。

表 10 電話追跡調査結果 (都道府県別)

ID		未着票数	10%抽出数	移転/現地営業 施術所数	廃業数
	全 国	4,207	-	-	-
00	北海道	90	9	1	8
03	青 森	32	3	0	3
02	岩 手	7	1	-	1
98	宮 城	55	6	-	6
01	秋 田	20	2	-	2
99	山 形	6	1	-	1
96	福 島	34	3	-	3
30	茨 城	90	9	-	9
32	栃 木	125	13	2	11
37	群 馬	80	8	1	7
33	埼 玉	189	19	4	15
26	千 葉	222	22	-	22
10	東 京	523	52	12	40
21	神奈川	462	46	10	36
94	新 潟	62	6	-	6
93	富 山	10	1	1	0

92	石川	24	2	1	1
91	福井	16	2	-	2
40	山梨	13	1	1	0
38	長野	145	15	-	15
50	岐阜	118	12	-	12
41	静岡	53	5	1	4
44	愛知	132	13	2	11
51	三重	41	4	1	3
52	滋賀	56	6	-	6
60	京都	238	24	2	22
53	大阪	302	30	5	25
65	兵庫	203	20	2	18
63	奈良	79	8	1	7
64	和歌山	42	4	-	4
68	鳥取	14	1	1	0
69	島根	62	6		6
70	岡山	72	7	3	4
72	広島	65	7	1	6
74	山口	42	4	-	4
77	徳島	47	5	1	4
76	香川	29	3	-	3
79	愛媛	57	6	-	6
78	高知	1	0	-	0
80	福岡	93	9	3	6
84	佐賀	21	2	-	2
85	長崎	29	3	1	2
86	熊本	30	3	-	3
87	大分	58	6	-	6
88	宮崎	11	1	1	0
89	鹿児島	62	6	1	5
90	沖縄	45	5	-	5
	合計	4,207	420	59 (14.0%)	361 (85.9%)

資料1 平成28年度あはき業態調査のアンケート用紙

平成28年度あはき業態調査について

< 事前にお読みください >

- ・本調査は、平成28年度厚生労働行政推進調査事業費の交付を受けて実施するものです。
- ・この調査票は、厚生労働省から提供された、全国のあはき業者名簿から無作為に抽出した20,000件の事業所様に送付させていただいています。
- ・休業または廃業している方も、裏面のF1の質問にお答えください。

- このアンケートは無記名ですので個人が特定されることはありません。
- 調査票左上の3桁のコード番号は都道府県と事業形態を識別するものです。
- アンケートには事業所(者)の開設者か代表の方がお答えください。
- 回答は該当する番号に○をつけるか、数字を書き込む方法です。
- 設問数は11問です。おおむね5～10分で回答いただける内容です。
- 回答票は返信用封筒に封入し、切手を貼らずに、下記の締め切り日までに投函してください。

◎ 締め切り：11月18日(金)

◎ 読み書きが困難な視覚に障害のある方へ

恐れ入りますが、代筆または点字で回答されるか、下記の電話におかけください。どの電話も不在の場合は、こちらからかけなおしますので「留守電」にお電話番号を録音してください。

【電話番号】(略)

調 査 票

— 該当する番号に○をつけるか、数字をご記入ください —

F 1 あなたの事業所は、現在、営業していますか。

1. 営業している ☞ 【F 2にお進みください】

2. 休業している

3. 廃業している

} 質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

F 2 あなたの性別をお聞きします。

1. 男性 2. 女性

F 3 あなたの今の年齢をお書きください。

_____ 歳

F 4 あなたがお持ちの医療関連の免許をお聞きします。 ☞ 【いくつでも】

1. あん摩マッサージ指圧師

2. はり師・きゅう師

3. 柔道整復師

4. その他 (_____)

F 5 あなたは「視覚障害」の身体障害者手帳をお持ちですか？ お持ちの方は手帳に記載されている障害等級をお書きください。

1. 持っていない

2. 持っている ☞ _____ 級

◎ 複数の事業所を開設している場合でも、問1～問3の設問には、本状が着信した事業所1カ所の現況をお書きください。

問1 あなたの事業所で、「先月」（10月）の1ヵ月間に扱った患者さま（顧客）の数はおよそ何人でしたか？ 実人数と延べ人数をお書きください。

実人数 _____ 人 延べ人数 _____ 人

問2 標準的な施術を行ったときの1回あたりの料金（往診料を除く）は、およそ、いくらですか？ 保険施術だけの場合は療養費の金額と自己負担額の合計額をお書きください。

_____ 円

問3 昨年1年間（平成27年1月～12月）の売り上げ（事業所・事業者の施術料収入の総額）は、およそいくらでしたか？ 雇用者分を含む1事業所（者）あたりの税込みベースでお答えください。

約 _____ 万円

問4 今の経営状況をお聞きます。

1. おおいに順調である。
2. まあ順調である。
3. 少し苦しい。
4. とても苦しい。
5. どちらともいえない。

問5 経営の今後に不安を感じていますか？

1. おおいに感じている。
2. まあ感じている。
3. あまり感じていない。
4. まったく感じていない。
5. どちらともいえない。

問 6 経営の改善や増収に向けた日ごろの営業努力についてお聞きします。

1. おおいに取り組んでいる。
2. まあ取り組んでいる。
3. あまり取り組んでいない。
4. まったく取り組んでいない。
5. どちらともいえない。

◎アンケートにご協力いただき誠にありがとうございました。

資料2 平成28年度あはき業態調査の郵送封筒レイアウト

<p>〒981-1105 宮城県仙台市太白区〇〇-〇〇</p> <p>〇〇 治療院 様</p> <p>981 (業態識別コード)</p>
<p>平成28年度 厚生労働行政推進調査事業 全国あはき業態調査プロジェクト 代表：藤井亮輔 国立大学法人 筑波技術大学保健科学部内 〒305-8521 つくば市春日4-12-7 電話：029-858-9532</p>

資料3 宮城県施術所開設届事項変更届出書 様式第6号

様式第6号（第7条関係）

施術所開設届出事項変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

開設者の住所

開設者の氏名

印

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地

及び代表者の氏名）

下記のとおり施術所開設届出事項の一部を変更したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項後段（同法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

記

1 施術所の名称		
2 開設の場所	〒 電話 ()	
3 変更した事項 （該当する番号を○で囲むこと。）	(1) 開設者の住所及び氏名 (2) 施術所の名称 (3) 開設の場所 (4) 業務の種類（あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆうの別） (5) 業務に従事する施術者の氏名、免許種別 (6) 構造設備の概要及び平面図	
4 変更の内容	変更後	（3の（5）に該当する場合であつて、新たに業務に従事する施術者が目が見えない者である場合には、その旨も併せて記載すること。）

	変更前	
5 変更の年月日	年	月 日

添付書類

- 1 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、施術者の免許証の写し(開設者が法人であって郵送により届け出る場合は、業務に従事する施術者の免許証の写し及び本人であることを確認するに足りる書類の写し(これらの写しには原本と相違ない旨の開設者の証明を付すこと。))
- 2 3の変更した事項が(6)に該当する場合は、変更前及び変更後を明らかにした構造設備の概要及び平面図
- 3 開設者が法人であって変更した事項が3の(1)に該当する場合は、登記事項証明書

届出に当たっての注意事項

- 1 3の変更した事項が(5)に該当する場合は、施術者の免許証及び本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。
- 2 開設者が個人であって3の変更した事項が(1)に該当する場合は、開設者の本人であることを確認するに足りる書類を持参すること。

※宮城県あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう業及び柔道整復業に関する手続き(様式第6号)より引用。